

八王子山公園墓地墓石撤去費用助成金概要

太田市では、八王子山公園墓地の無縁墓地対策として、墓地返還に際し墓石撤去に伴う費用を助成する制度を開始します。

1. 助成金の対象者

平成31年4月1日以降に八王子山公園墓地の返還届を提出し、墓石の撤去が完了した利用者であって、八王子山公園墓地の管理料の滞納がない方

2. 助成金額

祭祀費用を除く墓石撤去に係る費用として支払った額の総額又は20万円のいずれか低い方の額
※祭祀費用 納骨等の祈祷、法要等の墓石撤去に直接関わらない費用

3. 必要書類

- ①八王子山公園墓地墓石撤去費用助成金交付申請書兼金融機関口座振込依頼書
- ②墓石撤去に係る明細書
- ③墓石撤去に係る領収書
- ④助成金振込先口座の通帳（口座番号が分かる部分のコピーをいただきます。）
- ④印鑑（認印可）

※明細書及び領収書について

- ・明細書は墓石撤去工事の内容が詳細に分かる内容が記載されているもの、領収書は撤去費用にかかった費用・施工業者が明記されているもの。レシートは不可。
- ・記載内容が不足している場合は書類の再発行をお願いする場合があります。
- ・提出書類に疑義がある場合は施工業者への確認を行う場合があります。

注意事項

- ・助成対象は「太田市八王子山公園墓地」の墓石撤去に係る費用のみです。他墓地の墓石撤去費用は対象となりません。
- ・助成金の申請は、墓石の撤去が完了し、それに係る明細書及び領収書が必要ですので、返還届と同時に助成金の申請をすることはできません。墓石の撤去が完了した後に申請をお願いします。
- ・明細書及び領収書に墓石撤去費用以外のものが含まれている場合、助成金の額からその額を差し引きします。
- ・申請者と助成金受取口座は同じ名義をお願いします。